金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書 「高齢社会における資産形成・管理」

令和元年6月3日

目 次

1. 現状整理(高齢社会を取り巻く環境変化)	3
(1)人口動態等	. 3
ア. 長寿化	. 3
イ. 単身世帯等の増加	. 4
ウ. 認知症の人の増加	. 6
(2)収入・支出の状況	. 8
ア. 平均的収入・支出	. 8
イ. 就労状況	10
ウ. 退職金給付の状況	13
(3)金融資産の保有状況	15
(4)金融環境に対する意識	18
2. 基本的な視点及び考え方	21
(1)長寿化に伴い、資産寿命を延ばすことが必要	21
(2)ライフスタイル等の多様化により個々人のニーズは様々	23
(3)公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動	24
(4) 認知・判断能力の低下は誰にでも起こりうる	24

3. 考えられる対応	25
(1)個々人にとっての資産の形成・管理での心構え2	25
(2) 金融サービスのあり方2	26
(3)環境整備2	29
ア. 資産形成・資産承継制度の充実2	29
イ. 金融リテラシーの向上3	32
ウ. アドバイザーの充実 3	33
エ. 高齢顧客保護のあり方3	34
おわりに3	35
【付属文書1】高齢社会における資産の形成・管理での心構え3	37
【付属文書2】高齢社会における金融サービスのあり方 4	44

「市場ワーキング・グループ」 メンバー名簿

令和元年6月3日現在

座 長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

委員 池尾 和人 立正大学経済学部教授

上田 亮子 株式会社日本投資環境研究所主任研究員

上柳 敏郎 弁護士(東京駿河台法律事務所)

鹿毛 雄二 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神戸 孝 FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役

黒沼 悦郎 早稲田大学法学学術院教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

島田 知保 専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長

高田 創 みずほ総合研究所副理事長エグゼクティブエコノミスト

竹川 美奈子 LIFE MAP, LLC 代表

佃 秀昭 株式会社企業統治推進機構代表取締役社長

永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人

中野 晴啓 セゾン投信株式会社代表取締役社長

野尻 哲史 合同会社フィンウェル研究所代表

野村 亜紀子 野村資本市場研究所研究部長

林田 晃雄 読売新聞東京本社論説副委員長

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

宮本 勝弘 日本製鉄株式会社代表取締役副社長

オブザーバー 消費者庁 財務省 厚生労働省

国土交通省 日本銀行 日本取引所グループ

日本証券業協会 投資信託協会 日本投資顧問業協会

信託協会 全国銀行協会 国際銀行協会

生命保険協会 (敬称略・五十音順)

本ワーキング・グループでは、メンバーに加え、以下の参考人を招き、意見 交換を実施した。

〇 第13回 沼田 優子 明治大学

(平成30年9月21日) 国際日本学部特任教授

〇 第19回、第20回 成本 迅 京都府立医科大学大学院

(平成31年2月19日、 医学研究科精神機能病態学教授

3月26日)

(敬称略)

はじめに

近年、金融を巡る環境は大きく変化している。例えば、デジタライゼーションの急速な進展により、金融・非金融の垣根を越えて、顧客にとって利便性の高いサービスを提供する者が出現している。こうした者の出現や低金利環境の長期化等の状況と相まって、金融機関は既存のビジネスモデルの変革を強く求められている状況にある。

こうしたなか、金融を巡る特に大きな背景の変化として挙げられるのが、人口減少・高齢化の進展である。わが国の総人口が減少局面に移行した中、長寿化は年々進行し、「人生 100 年時代」と呼ばれるかつてない高齢社会を迎えようとしている。この構造変化に対応して、経済社会システムも変化していくことが求められ、政府全体の取組みとして、高齢者雇用の延長、年金・医療・介護の制度改革、認知症施策、空き家対策など多くの政策が議論されているが、金融サービスもその例外ではなく、変化すべきシステムの一つである。政府全体の取組みや議論に相互関連して、高齢社会の金融サービスとはどうあるべきか、真剣な議論が必要な状況であり、個々人においては「人生 100 年時代」に備えた資産形成や管理に取り組んでいくこと、金融サービス提供者においてはこうした社会的変化に適切に対応していくとともに、それに沿った金融商品・金融サービスを提供することがかつてないほど要請されている。

このような問題意識の下、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、 高齢社会のあるべき金融サービスとは何か、2018 年 7 月に金融庁が公表した「高 齢社会における金融サービスのあり方(中間的なとりまとめ)」を踏まえて、個々 人及び金融サービス提供者双方の観点から、2018 年 9 月から、計 12 回議論を行 い、その議論の内容を報告書として今回提言する。本報告書の公表をきっかけ に金融サービスの利用者である個々人及び金融サービス提供者をはじめ幅広い 関係者の意識が高まり、令和の時代における具体的な行動につながっていくこ とを期待する。

他方、高齢社会への対応は世界各国共通の課題であり、諸外国においてもわが国と同様に手探り状態で議論され、発展途上段階にある。このため、今後様々なビジネス・学術分野等におけるプラクティス(取組み)が積み重なる中で、

その対応が進化していくものと考えられる。今後の更なる IT 技術の進展や金融 ビジネスモデルの発展、社会的意識の変化など、前提条件も急速に変化してい くことが見込まれるところ、本報告書は金融面でのこうした対応の始まりと位 置づけられるべきものであり、金融サービス提供者による取組み等の状況につ いて、例えば四半期ごとにフォローアップをしていくことが望ましい。今後と も、金融サービス提供者や高齢化に対応する企業、行政機関等の幅広い主体が、 今回の一連の作業を出発点として国民に本報告書の問題意識を訴え続け、国民 間での議論を喚起することにより、中長期的に本テーマにかかる国民の認識が さらに深まっていくことを期待する。

1. 現状整理(高齢社会を取り巻く環境変化)

令和の時代を迎えた現在、平均寿命は男性約81歳、女性約87歳と大きく伸び、医療技術の進展と相まって、今後も更なる長寿化が見込まれている。古来より長寿は喜ばしいものとしてとらえられてきたが、こうした長寿化に伴い、ライフスタイルの変化や高齢者の介護の増加など、社会の様相も大きく変容してきた。また、いわゆる「失われた20年」と呼ばれる経済停滞の中、勤労者の収入等は伸び悩むとともに少子高齢化による人手不足などを背景として就労期間が延長されつつあるなど、就労環境も大きく変化している。更に、高齢の世帯を中心として、資産の保有状況も一様ではなくなってきている。

ここではこうした高齢社会を取り巻く環境変化につき、人口動態、収入支出の状況、金融資産の保有状況、金融環境に対する意識の四つについて、足元の 現状や今後の見込みを確認する。

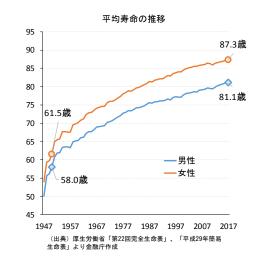
(1) 人口動態等

ア. 長寿化

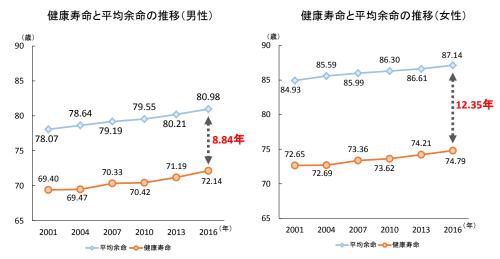
冒頭でも述べたとおり、日本人は年々長寿化している。1950 年頃の男性の平均寿命は約60歳であったが、現在は約81歳まで伸びている。現在60歳の人の約4分の1が95歳まで生きるという試算もあり、まさに「人生100年時代」を迎えようとしていることが統計からも確認できる。

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	<u>25.3%</u>	14.1%
100歳	8.8%	

⁽注)割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。 1995年推計では、100歳のみの将来人口は公表されていない (出典)国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より、



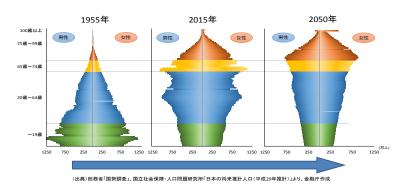
寿命に関連して、「健康寿命」」という概念があるが、この健康寿命は、 男性で約72歳、女性で約75歳である。平均寿命から考えると9~12年は、 就労が困難など、日常生活に何らかの制限が加わる形で生活を送る可能性 がある。日常生活に制限が加わるということは、金融面でいえば、就労の 困難化に伴う収入の減少や、介護費用など特別の費用がかかることによる 支出の増大といった家計の影響のほか、金融機関の窓口へ出向くことが困 難になるなど円滑な金融サービスの利用にも支障が出るようになること から、この健康寿命と平均寿命の差を縮めていくことが重要である。



(出典) 厚生労働省「第22回完全生命表」、「平成29年簡易生命表」、厚生労働科学研究班「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」(平成24年度)、「健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究―全国と都道府県の推移―」(平成29年度)より、金融庁作成

イ、単身世帯等の増加

わが国の人口動態の特徴として、長寿化に加えて、少子高齢化が挙げられる。人口ピラミッドで見ると、かつては「富士山型」であったものが、現在は「つぼ型」であり、今後も「つぼ型」の形状は変わらず、高齢者が若年者に比べて突出して多いという姿になることが見込まれている。



¹ 寿命において健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(平成26年版厚生労働白書)。

人口構成が「富士山型」であった 頃の家族形態は、親と子の世帯や 祖父母を含めた三世代世帯が 多かった。しかし、最近では、 少子化等を背景として夫婦のみの 世帯が割合を伸ばすとともに、 未婚率の上昇やライフスタイルの 多様化と相まって、近年単身世帯も

単独 夫婦二人 親と未婚の 三世代世帯 1975 8.6 13.1 9.6 14.4 1980 10.7 16.2 10.5 50.1 12.5 1986 20.9 11.7 11.9 1992 22.8 12.1 36.6 12.8 1995 12.9 2001 27.8 15.6 11.6 2004 29.4 16.4 2007 29.8 17.8 11.7

19.8

19.9

13.2 10.4

11.0 10.2

65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の推移

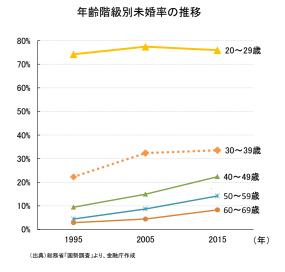
0% 20% 40% 60% 80% (出典)総務省「国民生活基礎調査」より、金融庁作成

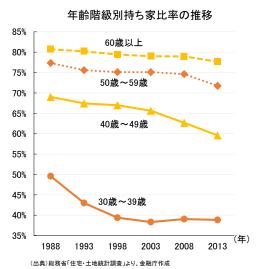
32.5

その割合を急速に伸ばしている。少子化や晩婚化の動向を踏まえると、今 後もこうした傾向は続くものと思われる。

2017

また、かつては持ち家があることが当たり前であったが、持ち家比率も60歳未満は低下が著しい。





結婚後、夫婦と子供、親と同居し、持ち家を持ち、老後の親の世話は子供がみるというようなかつて標準的と考えられてきたモデル世帯は空洞化してきている。